

8 基地関係協議会等の概要

(1) 三者連絡協議会の設置及び運営について

1 (目的)

沖縄県に所在する施設及び区域を管理及び運用することから生ずる問題であって沖縄県、那覇防衛施設局、在沖米軍のそれぞれ共通の関心を有するものについて、それぞれ拘束されない自由な立場から協議するため、三者連絡協議会（以下「協議会」という）を設置する。

2 (協議会の構成)

協議会は、沖縄県、那覇防衛施設局及び米軍沖縄地区調整委員会の各軍の代表をもって構成する。なお、この協議会には、アメリカ総領事館の代表者も出席することができる。

3 (協議会の運営)

- (1) 協議会は、沖縄県、那覇防衛施設局、在沖米軍が輪番で主催し、議長は主催する協議会の構成員が務める。
- (2) 協議会は、原則として年4回開催する。

4 (幹事会の設置運営)

- (1) 協議会の下部機関として、協議会の構成員が指定する者をもって構成する幹事会を設置する。この幹事会は、必要に応じ随時開催する。
- (2) 幹事会は、すべての議題について十分調査協議し、協議会での協議が必要と認められるものについては協議会に対し、協議するよう勧告する。

なお、幹事会において必要があると認めるときは、外部の専門家又は関係者の意見を聴くことができる。

5 (その他)

- (1) 在沖米軍に関する上記1にいう問題は、すべて協議会へ提出することができる。
なお、日米両政府間で取扱われるべき問題については、従来どおり既存の公式の経路を通じて処理される。
- (2) 協議会の構成員は、この協議会及び幹事会において協議した事項について、それぞれが必要と認める措置を可能な範囲内において講ずるものとする。

【確認事項】

- 1 外務省沖縄事務所の代表メンバーは、那覇防衛施設局の代表メンバーとともに一体となって在沖日本政府の一員として参加する。
- 2 在沖米国総領事は、米側の正式なメンバーである。
- 3 三者協の開催頻度については、「原則として4回」を「原則として毎四半期に1回」に改める。
- 4 上記1、2及び3の確認に応じた実施要領の改正を行う。
- 5 協議会に提案できる事項は、基地に関する諸課題で現地レベルで解決ができるものに限られる。

【三者連絡協議会開催状況】

協 議 会				協 議 会			
回	年 月 日	担 当	会 場	回	年 月 日	担 当	会 場
1	昭和54年7月19日	県	県庁議室	13	昭和63年8月8日	県	県庁議室
2	昭和55年2月20日	施設局	施設局	14	平成2年9月26日	施設局	不二ホテル
3	昭和55年11月26日	米 軍	海兵隊司令部	15	平成4年12月21日	米 軍	海兵隊司令部
4	昭和56年9月2日	県	県庁議室	16	平成7年3月17日	県	ハーバービューホテル
5	昭和57年6月1日	施設局	施設局	17	平成11年7月12日	外務省	ハーバービューホテル
6	昭和58年2月15日	米 軍	海兵隊司令部	18	平成11年9月9日	米 軍	キャンプ・バトラー
7	昭和58年8月24日	県	県庁議室	19	平成12月2月14日	県	ハーバービューホテル
8	昭和58年11月21日	施設局	施設局	20	平成12年9月19日	施設局	ロワジールホテルオキナワ
9	昭和59年11月29日	米 軍	海兵隊司令部	21	平成13年7月27日	米 軍	キャンプ・バトラー
10	昭和60年2月7日	県	県庁議室	22	平成14年2月12日	県	ハーバービューホテル
11	昭和61年2月21日	施設局	施設局	23	平成14年7月31日	外務省	ハーバービューホテル
12	昭和62年7月27日	米 軍	県庁議室	24	平成15年5月2日	米 軍	キャンプ・バトラー

幹 事 会				幹 事 会			
回	年 月 日	担 当	会 場	回	年 月 日	担 当	会 場
1	昭和54年8月17日	施設局	施設局	14	昭和60年12月2日	米 軍	海兵隊司令部
2	昭和54年10月30日	米 軍	海兵隊司令部	15	昭和62年6月5日	県	シェラトンホテル
3	昭和55年2月8日	県	のぎきホテル	16	昭和63年8月1日	施設局	施設局
4	昭和55年8月14日	施設局	施設局	17	平成2年9月7日	米 軍	海兵隊司令部
5	昭和55年11月14日	米 軍	海兵隊司令部	18	平成4年9月21日	県	県庁議室
6	昭和56年6月4日	県	県庁議室	19	平成7年1月10日	施設局	施設局
7	昭和57年5月10日	施設局	施設局	20	平成11年6月28日	米 軍	在沖米国総領事館
8	昭和58年1月18日	米 軍	海兵隊司令部	21	平成11年7月8日	県	県庁議室
9	昭和58年5月24日	県	のぎきホテル	22	平成11年8月6日	米 軍	在沖米国総領事館
10	昭和58年11月21日	施設局	施設局	23	平成11年8月20日	米 軍	キャンプ・フォスター
11	昭和59年5月9日	米 軍	海兵隊司令部	24	平成11年8月31日	米 軍	キャンプ・フォスター
12	昭和59年11月20日	県	県庁議室	25	平成11年9月3日	米 軍	キャンプ・フォスター
13	昭和60年1月31日	施設局	施設局	26	平成11年9月7日	米 軍	キャンプ・フォスター

幹 事 会				幹 事 会			
回	年 月 日	担 当	会 場	回	年 月 日	担 当	会 場
27	平成12年1月21日	県	県庁議室	45	平成14年1月23日	県	県庁会議室
28	平成12年1月27日	県	県庁議室	46	平成14年1月30日	県	県庁会議室
29	平成12年2月2日	県	県庁議室	47	平成14年2月4日	県	県庁会議室
30	平成12年2月8日	県	県庁議室	48	平成14年2月6日	県	県庁会議室
31	平成12年8月2日	施設局	施設局	49	平成14年6月28日	外務省	外務省沖縄事務所
32	平成12年8月10日	施設局	施設局	50	平成14年7月3日	外務省	外務省沖縄事務所
33	平成12年8月17日	施設局	施設局	51	平成14年7月10日	外務省	外務省沖縄事務所
34	平成12年8月24日	施設局	施設局	52	平成14年7月16日	外務省	外務省沖縄事務所
35	平成12年9月1日	施設局	施設局	53	平成14年7月22日	外務省	外務省沖縄事務所
36	平成12年9月6日	施設局	施設局	54	平成14年7月25日	外務省	外務省沖縄事務所
37	平成13年6月18日	米 軍	キャンプ・パトラー	55	平成15年3月17日	米 軍	キャンプ・パトラー
38	平成13年7月9日	米 軍	キャンプ・パトラー	56	平成15年4月2日	米 軍	キャンプ・パトラー
39	平成13年7月18日	米 軍	キャンプ・パトラー	57	平成15年4月11日	米 軍	キャンプ・パトラー
40	平成13年7月19日	米 軍	在沖米国総領事館	58	平成15年4月16日	米 軍	キャンプ・パトラー
41	平成13年7月23日	米 軍	キャンプ・パトラー	60	平成15年4月25日	米 軍	キャンプ・パトラー
42	平成13年7月25日	米 軍	キャンプ・パトラー	61	平成15年4月28日	米 軍	キャンプ・パトラー
43	平成14年1月9日	県	県庁会議室	62	平成15年4月30日	米 軍	キャンプ・パトラー
44	平成14年1月15日	県	県庁会議室				

【三者連絡協議会の議題】

回次	開催年月日	議 題
1	昭和54年7月19日	1. 声明書案について 2. 三者連絡協議会設置要綱案について
2	昭和55年2月20日	1. 嘉手納飛行場の航空機騒音対策について 2. 米軍基地の整理統合について 3. 基地内消防体制について 4. 演習場の安全対策について 5. 下水道負担金問題について
3	昭和55年11月26日	1. 嘉手納飛行場の騒音対策について 2. 演習火災について 3. 普天間飛行場の安全対策について 4. 米軍基地内における松くい虫の駆除について
4	昭和56年9月2日	1. 演習の安全対策の強化について 2. 基地内の松くい虫対策について 3. 網紀の肅正について 4. その他
5	昭和57年6月1日	1. 公用地暫定使用法に基づく使用期間満了に伴う措置について 2. 昭和57年度施設整備計画の概要について 3. 中部訓練場における演習について 4. 施設外訓練の禁止等について 5. 第14・15・16回安保協で合意された提供施設の整理縮小について
6	昭和58年2月15日	1. 松くい虫対策について 2. 演習の安全確保について 3. キャンプ・ハンセン演習場内における火災等について
7	昭和58年8月24日	1. 網紀の肅正について 2. 松くい虫対策について 3. 航空機騒音対策について
8	昭和58年11月21日	1. 北部ダムにおける訓練について 2. 松くい虫対策について 3. 演習場火災の防止について
9	昭和59年11月29日	1. 演習場の安全対策について 2. 曲技飛行について 3. 航空機の安全運行について
10	昭和60年2月7日	1. 網紀の肅正について
11	昭和61年2月21日	1. 網紀の肅正について 2. 航空機の安全運行について 3. 演習場の防火体制について 4. 実弾射撃演習の廃止と演習における当面の安全対策について 5. 基地内大学への就学について
12	昭和62年7月27日	1. 演習等の安全対策について 2. 航空機騒音対策について 3. 網紀肅正について 4. 国体への協力について

回次	開催年月日	議 題
		5. その他 (1) 基地の機能移設について (2) 駐留軍従業員の雇用継続について
13	昭和 63 年 8 月 8 日	1. 北部 4 ダム貯水池における訓練の廃止について 2. 演習の自粛について (1) 県道 104 号線越え実弾砲撃演習 (2) 読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練、滑走路損害査定訓練 3. 嘉手納飛行場及び読谷補助飛行場における騒音の軽減について
14	平成 2 年 9 月 26 日	1. 基地の整理縮小の実施について 2. 航空機騒音の軽減について 3. 演習の自粛について 4. その他 (1) 事件・事故の未然防止について (2) 環境保全対策について
15	平成 4 年 12 月 21 日	1. 航空機騒音対策について 2. 航空機関連事故について 3. 赤土流出防止対策について
16	平成 7 年 3 月 17 日	1. 航空機騒音対策について 2. 航空機関連事故について 3. 綱紀の粛正について
17	平成 11 年 7 月 12 日	1. 事件・事故通報体制の地元レベルでの運用の改善並びに事故の再発防止及び安全管理の徹底について 2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正、特に少年犯罪の未然防止について 3. 任意保険加入の加入状況について（加入を確実にするための手段はどうなっているのか。） 4. 施設及び区域の一時使用について 5. その他 基地と地元の英語交流について
18	平成 11 年 9 月 9 日	1. 環境問題について 2. 騒音問題について 3. 日本の緊急車両による基地内道路の使用について 4. コンピューター 2000 年問題について 5. スペシャル・オリンピックについて
19	平成 12 年 2 月 14 日	1. 「嘉手納エアログラブ」所属のセスナ機について 2. 演習に伴う地元への影響の軽減について 3. 火災時における相互応援体制について 4. 油流出事故及びゴルフボールの飛び出しについて 5. 日本環境管理基準に関するセミナーの開催について
20	平成 12 年 9 月 19 日	1. 米軍人・軍属等による事件・事故の防止について 2. 実弾演習等による原野火災について 3. 米軍人・軍属等との婚姻関係等から生じる問題に係る日本人女性への支援について 4. 基地内業務の県内企業への優先発注及び県産品の基地内での販売について
21	平成 13 年 7 月 27 日	1. 米軍人・軍属等による事件・事故の防止について 2. 米軍施設内における環境の保全について 3. 事件・事故の情報提供について 4. 基地内の文化財調査について 5. 地元地域との共同活動の促進
22	平成 14 年 2 月 12 日	1. 教師に対する英語教育ボランティアプログラムの拡大について 2. 松くい虫被害対策の徹底について 3. 環境問題について 4. 米軍施設・区域内における航空機の緊急・予防着陸並びに不発弾の処理に関する情報提供について 5. 軍属等による事件・事故の再発防止について 6. 学生のためのインターンシッププログラムについて
23	平成 14 年 7 月 31 日	1. 米軍人・軍属等による事件・事故の再発防止について 2. 米軍施設・区域内における航空機関連事故等の通報体制について 3. 環境保全に関する協力について 4. 県民と在沖米国人との交流に係る非政府の枠組み設置への支持について
24	平成 15 年 5 月 2 日	1. 在日米軍オリエンテーション・プログラムについて 2. 英語教育プログラムの拡大について 3. 環境問題に対する取組について 4. 米軍人・軍属による事件・事故の再発防止について

(2) 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会会則

(名称)

第1条 本会は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地（以下「軍用地等」という。）について、県、市町村間の連絡協調を密にしその利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地（以下「基地」という。）から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、県知事及び軍用地等の所在する市町村の長をもって構成する。ただし、軍用地等の所在しない市町村の長であってもその申し出により構成員となることができる。

(事業)

第4条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 軍用地等の利・転用促進に関すること。
- (2) 基地問題及び軍用地転用計画（市町村計画）の調査研究に関すること。
- (3) 基地の返還及び整理縮小に関すること。
- (4) 基地被害の防止及び除去に関すること。
- (5) 基地問題及び軍用地等の利・転用促進に係る渉外及び広報宣伝に関すること。
- (6) 軍用地跡地地主会の結成、指導育成に関すること。
- (7) 基地問題及び軍用地等の利・転用促進に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名

2 会長は、県知事とする。

3 副会長は会員のうちから総会で選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第7条 副会長の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

(総会)

第8条 協議会の総会は、会長が召集する。

2 総会は、毎年度1回の通常総会と会長が必要と認めて招集する臨時総会とする。

(総会の議決事項)

第9条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 要請書の採択に関する事項
- (2) 事業の計画及び報告に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(総会の議長及び議事)

第10条 総会の議長は、会長がこれにあたり、議事を主宰する。

2 総会の会議は、会員の2分の1以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第11条 総会の議決を要する事項で特に緊急を要するものについては、会長が幹事会の意見を聞いた上で、専決処分することができる。

2 会長は、前項の専決処分をした場合においては、次の総会にこれを報告しその承認を求めなければならない。

(幹事)

第12条 協議会にその事務を処理させるため、幹事を置く。

2 幹事は、県知事公室基地対策課長、県企画部県土・跡地利用対策課長、軍用地等所在市町村及び第3条ただし書きの市町村の軍用地等関係担当課（室）長を充てる。

3 幹事のうち、県知事公室基地対策課長を幹事長とする。

(幹事会)

- 第13条** 予算及び決算に関する事項、総会の委任を受けた事項、総会に付議する事項、緊急を要する事項及びその他必要な事項を審議させるために協議会の下に幹事を会員とする幹事会を置く。
- 2 予算の決定及び決算の承認は幹事会において行う。
 - 3 幹事会は、幹事長が適宜招集し、幹事長が議長となり議事を整理する。
 - 4 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは幹事長の決するところによる。

(会計監事)

- 第14条** 協議会の会計を監査するため幹事のうちから2人を会計監事とし、幹事長が任命する。
- 2 会計監事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

- 第15条** 特定の問題を協議するため、幹事会の決定により専門部会をその都度設置することができる。
- 2 専門部会は、県、当該問題に関係する軍用地等所在市町村及び第3条ただし書きの市町村をもって構成する。
 - 3 専門部会は、幹事長が主宰する。
 - 4 幹事長は、専門部会における協議事項の結果について、幹事会に報告する。

(意見聴取)

- 第16条** 総会、幹事会及び専門部会は第4条の事業に関する審議を行う場合は、地主会代表者、学識経験者及びその他の者から意見を聴くことができる。

(会計及び経費)

- 第17条** 協議会の会計は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 2 協議会の経費は、第3条で規定する構成員が分担する分担金及びその他の収入をもって充てる。

(分担金)

- 第18条** 分担金は、総経費の3分の1を県、その他3分の2を市町村がそれぞれ負担するものとする。
- 2 市町村が負担する分担金の額は別に定める。

(事務局)

- 第19条** 協議会に事務局を置き、その庶務経理は、県知事公室基地対策課で行う。
- 2 県知事公室基地対策課長を事務局長とする。

(細則)

- 第20条** 会長は、この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の議決を経て、細則を定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、昭和52年4月8日から施行する。
- 2 設立当初の協議会の会計年度は、第15条の規定にかかわらず昭和52年4月8日から翌年の3月31日に終わるものとする。
附 則 (昭和55年1月29日 一部改正)
 - 1 この会則は、昭和55年1月29日から施行する。
 - 2 昭和54年度県、市町村分担金の割合及びその額は第17条の規定にかかわらず別表1及び別表2のとおりとする。
附 則 (昭和58年11月22日 一部改正)
この会則は、昭和58年4月1日から適用する。
附 則 (平成2年5月25日 一部改正)
この会則は、平成2年4月1日から適用する。
附 則 (平成5年6月15日 一部改正)
この会則は、平成5年4月1日から適用する。
附 則 (平成10年8月6日 一部改正)
この会則は、平成10年4月1日から適用する。
附 則 (平成11年7月21日 一部改正)
この会則は、平成11年4月1日から適用する。
附 則 (平成12年7月27日 一部改正)
この会則は、平成12年4月1日から適用する。
附 則 (平成17年8月11日 一部改正)
この会則は、平成17年4月1日から適用する。
附 則 (平成21年8月18日 一部改正)
この会則は、平成21年8月19日から適用する。
附 則 (平成23年10月18日 一部改正)
この会則は、平成24年4月1日から適用する。
附 則 (平成27年1月19日 一部改正)

この会則は、平成27年1月20日から適用する。

附 則（令和2年8月21日 一部改正）

この会則は、令和2年4月1日から適用する。

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会会員

県 知 事	沖 縄 市 長	恩 納 村 長	北 中 城 村 長
那 覇 市 長	う る ま 市 長	宜 野 座 村 長	中 城 村 長
宜 野 湾 市 長	宮 古 島 市 長	金 武 町 長	渡 名 喜 村 長
石 垣 市 長	南 城 市 長	伊 江 村 長	北 大 東 村 長
浦 添 市 長	国 頭 村 長	読 谷 村 長	久 米 島 町 長
名 護 市 長	東 村 長	嘉 手 納 町 長	八 重 瀬 町 長
糸 満 市 長	本 部 町 長	北 谷 町 長	与 那 国 町 長

(3) 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、米軍提供施設等が所在する都道府県（別表に掲げる都道府県。以下「都道府県」という。）相互間の連絡協調を密接にし、政府等に対して、基地問題の適切かつ迅速な措置について要望等を行い、これらの問題の効果的な解決を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 この協議会は、都道府県の知事を会員として組織する。

(事業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 問題の解決策を図るための関係会議の開催
- (2) 情報の収集及びその伝達
- (3) 関係機関への要望等
- (4) 広報活動及び情勢分析
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員任期等)

第6条 会長及び副会長（以下「役員」という。）は会員の互選により定める。

- 2 役員任期は2年とする。
ただし、役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 会議は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は必要のつど開催する。

- 2 総会は、要望書の採択、役員改選、規約改正、その他重要な事項を決議する。
- 3 会議は、会長が招集し会員の定数の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。
- 4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 5 会議の議事は、出席会員の過半数で決する。

(幹事)

第8条 協議会にその事務を処理させるため、幹事を置く。

- 2 幹事は、都道府県の渉外事務主管部長または都道府県知事の指名する者をもってあてる。
- 3 幹事のうち、会長の属する都道府県の幹事を幹事長とする。

(幹事会)

第9条 予算・決算等協議会の運営に関する事項、総会に提出すべき事項、総会から付議された事項及び緊急を要する事項を審議させるため、協議会の下に幹事を会員とする幹事会を置く。

- 2 予算の決定及び決算の承認は、幹事会において行う。
- 3 幹事会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要のつど開催する。
- 4 第7条第3項から第5項までの規定は幹事会の会議に準用する。この場合において「会長」とあるのは「幹事長」と読みかえるものとする。

(会計監事)

第10条 協議会の会計を監査するため幹事のうちから2人を会計監事とし、会長が任命する。

2 会計監事の任期は2年とする。

(庶務)

第11条 この協議会の事務は会長都道府県において処理する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、会員の分担金をもって支弁する。

2 分担金の金額は別に定める。

(会計)

第13条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則 (一部省略)

1 この規約は、昭和37年1月12日から施行する。

(別表)

北海道	青森県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
静岡県	京都府	広島県	山口県	福岡県	長崎県	沖縄県	

(4) 沖縄県地域振興協会(旧沖縄県対米請求権事業協会)

ア 対米請求権問題の概要

(ア) 対米請求権問題の所在

対米請求権の問題は、第2次大戦後27年間にわたるアメリカ合衆国の統治期間中、占領米軍の広大な基地構築のための不法、不当な土地接収や米軍人・軍属等による犯罪行為及び基地の存在又は運用等によって県民が被った人身及び財産の損害に対する補償問題として提起されたものである。

この対米請求権事案と同種の損害事案に対して、日本本土においては、戦後、憲法を頂点として、日米地位協定やその他の関係国内法令等により十分な補償措置がなされた。しかし、米軍の直接統治下にあった本県においては、米軍の発布した布告、布令等や米国内法令により一応の補償措置がなされたものの、これはあくまで恩恵的措置として処理されたものであり、極めて不十分なものであった。

県民は、このような不十分なまま、あるいは未解決のまま残された諸損害事案について、復帰の際、完全な回復措置がなされるものと期待したが、締結された沖縄返還協定は、その第4条により一部についての補償措置を認めたものの、大部分の請求権を放棄することになった。

このため、対米請求権問題は、本県の戦後処理・復帰処理問題の懸案事項として残され、その早期解決を図ることが最大の課題となった。

(イ) 対米請求権問題の解決経緯

本県における戦後及び復帰処理の懸案であったいわゆる対米請求権問題については、復帰後その補償推進を目的として、昭和48年5月18日、県知事及び全市町村長を会員とする「沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会」が設立されたが、同協議会は、昭和49年第1次分、昭和50年第2次分、昭和52年第3次分からなる14項目の請求事案について、総件数約12万件、総額1,200億円にのぼる請求事案をとりまとめ、その早期補償を国に要請した。

その結果、漁業関係事案については、昭和53年度を初年度として3年間に総額30億円を交付することで解決し、人身関係事案についても、昭和55年度に予算措置がなされ、総額2億7千万円が支給された。

残された土地関係等事案(陸上事案)については、昭和54年12月、①個人払いは困難であるため一括団体払いとする。②県及び各市町村を構成員とする社団法人を設立してその受け皿とする。③社団法人は交付された資金を運用して請求権者のための事業を行う等の政府(当時：沖縄開発庁)の考え方が処理方針として示された。

この処理方針に対し、同協議会は、対米請求権事案の長い年月の経過による立証資料の散逸等諸般の情勢から、政府処理方針による解決もやむを得ないものとして、昭和55年7月11日、総会において、次のように決議した。

a 陸上事案の取扱いについては、一括団体払いの措置を受け入れ、その受け皿として県知事及び市町村長を構成員とする社団法人を設立する。

b 社団法人が行う事業は、請求権者に利益が還元されるようなものとする。

これら協議会の決定に対応して、政府において、昭和55年12月3日、最終的に総額120億円の特別支出金を7ヵ年払いで分割交付する旨の決定がなされた。(政府の財政事情により実際には8ヵ年で交付完了。)

この政府の予算決定に基づき、協議会は昭和56年5月22日に臨時総会を開催し、これまで対米請求権問題の解決に向けて取り組んできた同協議会を解消し、同特別支出金を基金として受け入れ、新たに対米請求権被害者等の援助事業を行うとともに、併せて沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とした「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」の設立を決定し、同年6月1日、設立許可を得て正式に発足した。

同協会の発足に伴い、漁業関係事案、人身関係事案の解決に続いて、対米請求権事案の大部分を占める土地関係等事案の解決が図られ、戦後27年間の米軍統治下で行われた米軍の土地接収や米軍人・軍属等の行為によって発生した諸損害事案に関する補償問題は、解決処理されることとなった。

なお、沖縄県対米請求権事業協会は新公益法人制度の施行に伴い、平成26年4月に公益社団法人に移行するとともに、平成29年4月1日に法人名称が「公益社団法人沖縄県地域振興協会」に変更された。

イ 沖縄県地域振興協会(旧沖縄県対米請求権事業協会)の事業概要

沖縄県対米請求権事業協会は、昭和58年以降、同基金の運用益を活用し、地域における集落道、排水路、修景緑化等生活

環境の整備やコミュニティ施設備品の整備を行う「生活環境施設整備事業」をはじめ、地域の活性化を図るための各種の事業を積極的に実施してきた。生活環境整備の進展に伴い、平成6年度からはハード事業からソフト事業への転換を行い、新たに地域政策研究事業及び市町村との交流研修事業等を進めており、各方面において相当な成果を収め、地域住民をはじめ多くの関係者等から高い評価を得ている。

本協会を取り巻く環境は絶えず変化しており、協会は、理事会の諮問機関である「沖縄県地域振興協会事業調査委員会(沖縄県対米請求権事業調査委員会)」を活用しながら、社会経済情勢や、地域のニーズの変化に対応した事業の見直しを行っているほか、平成29年に名称を沖縄県地域振興協会に変更した。

なお、現在の本協会の事業概要は以下のとおりである。

○ 市町村等振興助成事業（地域振興事業）

地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを促進し、住民の健康で文化的な生活の確保に資するため、市町村等が自主的に行っているソフト事業等を対象（地域活性化推進事業、地域産業振興事業、地域環境保全推進事業、地域文化振興事業、地域国際交流推進事業、地域情報化推進事業）に、助成を行う。

また、地域振興のための長期的な人材育成の観点から、児童・生徒の学力向上をさせるために地域が行う学習支援等に対して助成を行う。

○ 地域活性化助成事業

県内の地域づくり団体等が行うワークショップ・フォーラム・セミナー等、地域の振興及び活性化を目的に、地域づくりの担い手となる人材の育成及び地域づくりに関する情報の活用を図るための事業に対し助成を行う。

○ コミュニティ活動促進事業

地域住民が自主的に行うコミュニティ活動の充実を図るための事業に対し助成を行う。

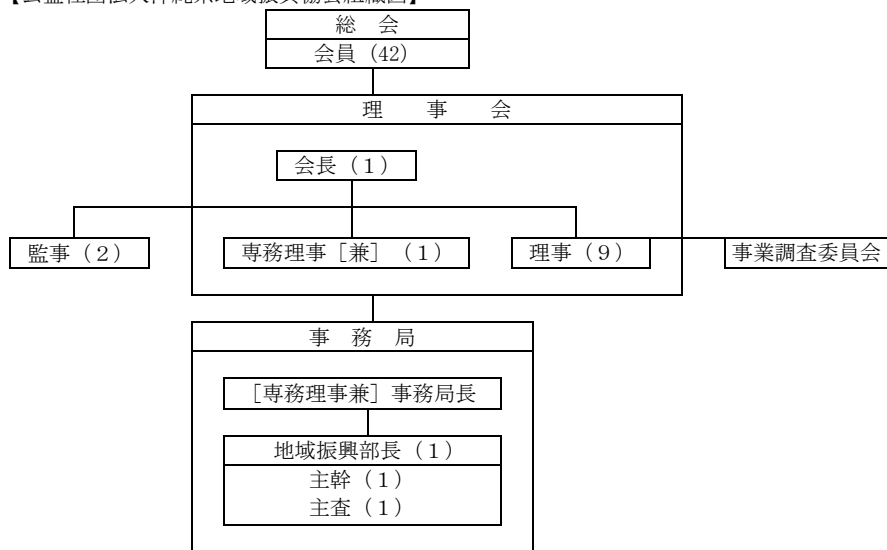
○ 地域振興研究助成事業

沖縄県における地域の振興及び文化の高揚に寄与する調査研究を自主的に行おうとする県内の法人及び団体等を支援するため、政策提案型の研究に対し助成を行う。

ウ 沖縄県地域振興協会の組織

本協会には、役員として理事11人（会長1人、専務理事1人を含む。）と監事2人がおかれている。また、協会の事業に関する重要事項を調査審議させるため、理事会の諮問機関として、沖縄県地域振興協会事業調査委員会が設置されている。

【公益社団法人沖縄県地域振興協会組織図】



(5) 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームについて

県は、これまで米軍人等による公務外での事件・事故が起きる度、日米両政府に対して隊員の綱紀粛正及び再発防止等を申し入れてきた。

しかしながら、事件・事故の防止を図るためには、そのような米軍独自の対応を求めるだけでなく、関係者が一体となって取り組む必要があることから、国、県、市町村及び関係団体で構成する「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」が、外務省沖縄事務所を事務局として、平成12年10月10日に発足した。

【設置要綱】

改正：平成14年4月24日

改正：平成24年3月28日

(目的)

第1条

米軍施設・区域外における米軍人・軍属等による公務外での事件・事故防止を図ることを目的として、関係機関が協力し、その対策を協議・調整する臨時的な場として「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」を設置する。

(任務)

第2条

本チームは、次に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) リバティール・プランや教育プログラム等、米軍の綱紀肅正施策の効果的な実施の協力、支援に関する事。
- (2) 米軍施設・区域外における生活指導巡回の協力、支援に関する事。
- (3) 未成年者への酒類の販売禁止及び未成年者の飲酒防止についての協力、支援に関する事。
- (4) 深夜零時以降の飲酒禁止に対する協力、支援に関する事。
- (5) その他 目的を達するための事項。

(構成員) (本項平成24年3月28日改正)

第3条

本チームは、次に掲げる機関の実務者で構成する。但し、必要に応じ、各々の機関の責任者による会議を開催することができるものとする。

- (1) 日本政府(外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局、沖縄総合事務局、内閣官房沖縄危機管理官組織) (本項平成14年4月24日改正)
- (2) 在沖米軍及び在沖米総領事館
- (3) 沖縄県(沖縄県、沖縄県警察本部)
- (4) 市町村(関係市町村)
- (5) 関係団体(商工会議所、商工会、社交飲食業組合)

(チームの運営)

第4条

本チームの運営は、次に掲げるところによる。

- (1) 本チームの事務局を外務省沖縄事務所に置き、外務省沖縄事務所副所長がチームを代表する。
- (2) 本チームの会議は、構成員の要請に基づき、外務省沖縄事務所副所長が召集し、会議の議長となる。
- (3) 本チームで合意した事項については、議長が出席者の同意を得て公表するものとする。

(実施)

第5条

この要綱は、平成12年10月10日から実施する。